

東近江市農業委員会委員募集要項

1 趣旨

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」といいます。）第 9 条の規定に基づき、東近江市議会の同意を得て東近江市長が任命する東近江市農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の推薦及び募集を行います。

2 農業委員の職務内容

- (1) 農地の権利移動や転用等農地法（昭和 27 年法律第 229 号）をはじめとする関係法令に基づく審査及び許認可業務
- (2) 農地等の利用の最適化の推進業務（担い手への農地集積化及び集約化、遊休農地の発生防止及び解消、新規参入の促進等）
- (3) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定及び変更
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する関係行政機関等への意見の提出
- (5) 法人化その他農業経営の合理化に関する業務
- (6) 地域計画の実現に向けた支援
- (7) 農業一般に関する調査及び情報の提供等の業務
- (8) その他農業振興に関する業務

3 募集人数 40 人

4 任期

3 年（令和 8 年 7 月 24 日から令和 11 年 7 月 23 日まで）

5 身分

東近江市の特別職の非常勤職員

6 委員報酬

月額 34,000 円

「東近江市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に掲げる額

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- (2) 拘禁刑又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 東近江市の職員
- (4) 法令上農業委員との兼職が禁止されている職にある者

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

8 推薦及び応募に係る手続き等

下記(1)の規定様式に必要事項を記入の上、(2)の添付書類を添えて、郵送又は持参により東近江市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却いたしませんので御了承ください。

農業者等（個人）が推薦する場合は、2人以上の推薦者が必要です。

(1) 推薦申込書及び応募申込書の様式

① 農業者等（個人）が 推薦する場合	(様式第1号) 東近江市農業委員 推薦申込書（個人用）
② 法人又は団体が 推薦する場合	(様式第2号) 東近江市農業委員 推薦申込書（法人・団体用）
③ 応募する場合	(様式第3号) 東近江市農業委員 応募申込書

(2) 添付書類

上記①②③で推薦及び応募される場合、必ず下記の添付書類を添付してください。

- 1 (様式第4号) 誓約書兼同意書
- 2 被推薦者又は応募者の住所が市外にある場合は、本籍地
記載のある住民票の写し（交付後3箇月以内のもの）

(3) 様式の入手方法

次の東近江市農業委員会事務局及び各支所の窓口に備え付けるほか、東近江市ホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロードできます。

窓 口	所 在 地	電話番号
東近江市農業委員会事務局	〒527-8527 東近江市八日市緑町10番5号	0748-24-5682 IP:050-5801-5682
東近江市永源寺支所	〒527-0231 東近江市山上町1316番地	0748-27-1121 IP:050-5801-1121
東近江市五個荘支所	〒529-1492 東近江市五個荘小幡町318番地	0748-48-3111 IP:050-5801-3111
東近江市愛東支所	〒527-0162 東近江市妹町29番地	0749-46-0211 IP:050-5801-0211
東近江市湖東支所	〒527-0113 東近江市池庄村505番地	0749-45-0511 IP:050-5801-0511
東近江市能登川支所	〒521-1292 東近江市躰光寺町262番地	0748-42-1331 IP:050-5801-1331
東近江市蒲生支所	〒529-1592 東近江市市子川原町676番地	0748-55-1161 IP:050-5801-1161

9 受付期間

令和8年2月5日（木）から令和8年3月6日（金）まで
持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出してください。
郵送の場合は、期限まで東近江市農業委員会事務局に到着したものののみ有効とします。
(消印有効ではありません。)

10 選定方法

- (1) 提出された書類を基に、東近江市農業委員候補者評価委員会による評価等により選定します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）
- (2) 上記の選定に当たっては、法の規定により、次のようなことに留意します。
 - ① 原則、認定農業者が農業委員定数の過半を占めること。
 - ② 農業委員会の所掌する業務について、利害関係のない人を1人以上含むこと。
 - ③ 女性及び青年の登用に配慮すること。
- (3) 選定結果については、令和8年7月上旬に推薦者及び応募者に通知します。
- (4) 任命した農業委員を東近江市ホームページ、掲示板等により公表します。

11 募集等の状況の公表

受付期間の中間及び終了後に、東近江市ホームページ等で、推薦及び応募された者についての以下の内容を公表します。

- (1) 推薦を受けた者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (2) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦を受けた者の数及びそのうちの認定農業者数
- (6) 応募者の数及びそのうちの認定農業者数

12 推薦及び応募に係る書類の提出先及び問合せ先

〒527-8527

東近江市八日市緑町10番5号

東近江市農業委員会事務局

電話 0748-24-5682

IP電話 050-5801-5682